

藤沢市都市公園条例の一部改正について  
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

### 藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例

藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定に基づき，」を「及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定により条例で定めるべき事項並びに」に，「公園の」を「都市公園の」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。

第2条に次の1号を加える。

(6) 特定公園施設 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。

第33条第1項第1号中「第4条，第5条第1項本文」を「第9条，第10条第1項本文」に，「第6条第2項」を「第11条第2項」に，「第27条」を「第37条」に改め，同項第2号中「第22条第1項」を「第27条第1項」に，「第27条」を「第37条」に改め，同項第3号中「第23条第1項」を「第33条第1項」に，「第27条」を「第37条」に改め，同条第2項中「相当する額」の次に「（当該5倍に相当する額が50,000円を超えないときは，50,000円とする。）」を加え，同条を第43条とする。

第32条を第42条とし，第31条を第41条とする。

第30条第1号中「第6条第2項」を「第11条第2項」に改め，同条第2号か

ら第4号までの規定中「公園」を「都市公園」に改め、同条を第40条とする。

第29条中「別表第8」を「別表第9」に、「公園」を「都市公園」に改め、同条を第39条とする。

第28条を第38条とする。

第27条中「第4条」を「第9条」に改め、同条を第37条とする。

第26条を第36条とする。

第25条第1項中「第4条ただし書、第5条第1項本文」を「第9条ただし書、第10条第1項本文」に、「第6条第2項」を「第11条第2項」に、「第8条第1項ただし書」を「第13条第1項ただし書」に、「第22条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第35条とする。

第24条第1項各号列記以外の部分中「公園」を「都市公園」に改め、同項第2号中「公園」を「都市公園」に改め、同項第3号中「第4条ただし書、第5条第1項本文」を「第9条ただし書、第10条第1項本文」に、「第6条第2項」を「第11条第2項」に、「第8条第1項ただし書」を「第13条第1項ただし書」に、「公園」を「都市公園」に改め、同条第2項中「公園の」を「都市公園の」に改め、同条を第34条とする。

第23条第1項中「公園の」を「都市公園の」に改め、同項第3号中「、公園」を「、都市公園」に改め、同条を第33条とする。

第22条の6を第32条とし、第22条の5を第31条とし、第22条の4を第30条とする。

第22条の3第1項第2号中「第22条の6」を「第32条」に改め、同条を第29条とする。

第22条の2を第28条とする。

第22条中「公園」を「都市公園」に改め、同条を第27条とする。

第21条中「第4条ただし書、第5条第1項本文」を「第9条ただし書、第10条第1項本文」に、「第6条第2項」を「第11条第2項」に、「第8条第1項ただし書」を「第13条第1項ただし書」に改め、同条を第26条とする。

第20条を第25条とし、第17条から第19条までを5条ずつ繰り下げる。

第16条第1項中「第29条」を「第39条」に、「第19条及び第20条」を「第24条及び25条」に改め、同条第2項中「別表第6」を「別表第7」に、

「別表第7」を「別表第8」に改め、同条第3項及び第4項中「別表第6」を「別表第7」に改め、同条を第21条とする。

第15条の見出し中「公園」を「都市公園」に改め、同条第1項中「第5条第1項」を「第10条第1項」に、「公園」を「都市公園」に改め、同条第2項中「別表第5」を「別表第6」に改め、同条第3項中「公園」を「都市公園」に改め、同条を第20条とする。

第14条の見出し中「公園」を「都市公園」に改め、同条第1項中「公園」を「都市公園」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条第3項中「公園」を「都市公園」に改め、同条を第19条とする。

第13条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第18条とする。

第12条第1項中「公園管理上」を「都市公園の管理上」に改め、同条第2項中「公園」を「都市公園」に、「第4条ただし書、第5条第1項本文」を「第9条ただし書、第10条第1項本文」に、「第6条第2項」を「第11条第2項」に、「第8条第1項ただし書」を「第13条第1項ただし書」に改め、同条を第17条とする。

第11条第1号中「公園の」を「都市公園の」に改め、同条を第16条とする。

第10条を第15条とし、第9条を第14条とする。

第8条第1項中「第4条ただし書、第5条第1項」を「第9条ただし書、第10条第1項」に、「第6条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第7条中「第4条ただし書、第5条第1項本文」を「第9条ただし書、第10条第1項本文」に改め、同条を第12条とする。

第6条第1項中「別表第1」を「別表第2」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第11条とする。

第5条第1項中「公園に」を「都市公園に」に改め、同項第5号及び第7号中「公園の」を「都市公園の」に改め、同条を第10条とする。

第4条中「公園」を「都市公園」に改め、同条を第9条とする。

第3条（見出しを含む。）中「公園」を「都市公園」に改め、同条を第8条とする。

第2条の次に次の5条を加える。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条 市長が設置する都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

2 市長が市街地に設置する都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第4条 市長が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じてその分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
  - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
  - (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
  - (4) 主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 市長が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその配置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合)

第5条 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

(法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲)

第6条 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に規定する場合 当該都市公園の敷地面積の100分の10
- (2) 令第6条第1項第2号に規定する場合 当該都市公園の敷地面積の100分の20
- (3) 令第6条第1項第3号に規定する場合 当該都市公園の敷地面積の100分の10
- (4) 令第6条第1項第4号に規定する場合 当該都市公園の敷地面積の100分の2

(特定公園施設の新設等に係る基準)

第7条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する条例で定める基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設（別表第1第9項により設けられた施設を除く。）であって別表第1施設の欄に規定するものに依り、同表基準の欄に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、災害等のために一時使用する特定公園施設の設置については、別表第1に定める基準によらないことができる。

別表第8中「第29条関係」を「第39条関係」に改め、同表を別表第9とする。

別表第7中「第16条関係」を「第21条関係」に改め、同表を別表第8とする。

別表第6中「第16条関係」を「第21条関係」に改め、同表を別表第7とする。

別表第5中「第15条関係」を「第20条関係」に改め、同表を別表第6とする。

別表第4中「第14条関係」を「第19条関係」に、

1,370円	1,650円
2,140円	2,540円
2,900円	3,420円

930円		1,480円	
1,500円	を	2,360円	に,
2,070円		3,240円	
160円		150円	
21円		20円	
10円		10円	
2,330円		2,360円	

外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	180円	を
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		220円	
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		340円	
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		710円	
外径が1メートル以上のもの		1,630円	

外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	70円	に,
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		90円	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140円	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180円	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		270円	
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		360円	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		620円	

外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	890円
外径が1メートル以上のもの	1,770円

2,430円	を	2,950円	に改め、同表を別表第5とする。
1,170円		1,240円	
1,860円		2,950円	
1,860円		2,950円	
470円		470円	
97円		90円	

別表第3中「第13条関係」を「第18条関係」に改め、同表を別表第4とする。  
 別表第2中「第6条関係」を「第11条関係」に改め、同表を別表第3とする。  
 別表第1中「第6条関係」を「第11条関係」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第7条関係）

項	施設	基準
1	高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「移動等円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場のうち1以上のもの	<p>(1) 高齢者，障がい者等が転落するおそれのある場所には，柵，移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他的高齢者，障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(2) 第2項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上のもの及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p>

<p>出入口</p>	<p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(5) 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p>
<p>通路</p>	<p>(1) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合</p>

	<p>は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p>
<p>階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>(1) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>(3) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>(6) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 傾斜路が併設されていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p>
<p>傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）</p>	<p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(4) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(5) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p>

			<p>(6) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
2	屋根付広場のうち1以上のもの		車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
		出入口	<p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>
3	休憩所のうち1以上のもの及び管理事務所		車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
		出入口	<p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。  ア 幅は、80センチメートル以上とすること。  イ 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p>

		<p>カウンターのうち1以上のもの</p>	<p>車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p>
		<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所のうち1以上のもの</p>	<p>第6項第4号、第5号及び第6号の基準に適合するものであること。</p>
4	野外劇場及び野外音楽堂		<p>当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合には当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</p>
		<p>出入口</p>	<p>第2項出入口の項各号に掲げる基準に適合するものであること。</p>
		<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所のうち1以上のもの</p>	<p>第6項第4号、第5号及び第6号の基準に適合するものであること。</p>
		<p>出入口と車いす使用者用観覧スペース及び前項の便所との間の経路を構成する</p>	<p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。</p>

	<p>通路</p>	<p>(2) 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(7) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
	<p>車いす使用者用観覧スペース</p>	<p>(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
<p>5</p>	<p>駐車場のうち1以上のもの</p>	<p>当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場につ</p>

		いては、この限りでない。
	車いす使用者用駐車施設	<p>(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
6	便所	<p>(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(4) 便所のうち1以上は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(5) 前号アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>㊦ 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>㊧ ㊦に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>㊨ 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>㊩ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p>

		<p>(カ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(6) 第4号イの便所は、前号ア(ア)から(カ)まで及び(カ)並びにイ並びに便所の項第2号から第4号までの規定に定める基準に適合するものでなければならない。</p>
	便房	<p>(1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>(4) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) 便所の項第5号ア(ア)及び(カ)並びにイの基準に適合していること。</p>
7	水飲場及び手洗場のうちそれぞれ1以上のもの	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。
8	掲示板及び標識	<p>(1) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p>
9	第1項から前項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識のうち1以上のもの	第1項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の公園の占有について既に許可を受けているものの使用料については、改正後の別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、都市公園の設置基準、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準等について新たに本市の条例において定める必要があること及び藤沢市道路占用料徴収条例に定める占用料の額が見直されることに伴い、本市の公園の占有に係る使用料を見直す必要による。